

- \*年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮せよ
- \*基礎年金の国庫負担分については、3.3 万円を 65 歳以上のすべての人に支給せよ
- \*「消えた年金記録」は、一人の犠牲者も出さず解決せよ
- \*年金 2.5%の引き下げに反対する
- \*マクロ経済スライドを廃止せよ

新フランス大統領にはオランド氏が当選しましたが、出馬にあたっての演説は印象的でした。

「我々の敵には、名前がなく、顔もなく、政党に属していません。立候補も、選挙の洗礼も受けたこともありません。それでも我々を支配しています。その敵とは金融界です。」・・・東京新聞（2012 年 4 月 22 日号）

国家をもゆるがず金融資本の横暴を止めることができるのは、国民の一票であると思いたいと思いました。

オランド新大統領の政策には、年金支給開始年齢を 60 歳に戻すという内容もありました。

日本では、民主党が 68 歳という案を出し、国民の反発で法案化は断念、今後の検討課題としては残されています。

フランスからの今後の発信に、注目していきたいと思えます。

質問にお答えします。

### Q、これから毎年、年金やいろいろな福祉手当が引き下げられるそうですが。

A、年金は、物価や賃金の上がり下がりに連動して、上がったたり下がったりします（物価スライド・賃金スライドといえます）。

さらに、「マクロ経済スライド」といって、「年金の加入者減 + 平均余命の伸び」を年金額の引き下げに使う仕組みがあります（現在は 0.9%とされています）。

マクロ経済スライドは、「2004 年の年金改革」で制定された仕組みですが、物価上昇時に使うことになっていて、物価下落時には発動できないことになっているため、これまでマクロ経済スライドは、一度も発動されたことがありません。

物価スライドで、昨年は 0.4%、今年は 0.3%の年金引き下げがありました。

さらに政府は、{現在の年金水準は「本来の水準」より 2.5%高いので 3 年掛けて下げる}としています（福祉手当については、3 年で 1.7%を下げる）。その後も、マクロ経済スライドを物価下落時にも使えるように法律を変えて、年金を 0.9%下げ続けることを計画しています。

日本の年金制度の歴史上、受給者にとって最悪の事態ですが、やがて受給者となる現役の年金水準も下がるのですから、現役も被害者ということになります。

政府は、人口の減少をストレートに厚生年金等の加入者の減少に結びつけて、年金の支え手が減る「肩車社会」と宣伝していますが、国の政策によっては、厚生年金に未加入の労働者が加入する、高齢者・外国人労働者が働く等により加入者が増加することも予想されます。人口減少も年金の支え手減少も、根っ子に雇用の悪化があり、雇用改善のための政策が喫緊の課題となっていると思います。

受給者も現役も、年金の引き下げに反対し、生きていける年金水準をみんなで作りましょう。

**Q、3号被保険者の記録不整合問題で、年金が出なくなったり減る人がいるのですか。**

A、「主婦年金記録不整合問題」は、メディアで大きく取り上げられました。この問題をどうするかということで、厚生労働省の対応は混乱しましたが結論は出ました。今国会に、法案が提出されます。

厚生年金・共済年金の加入者の被扶養配偶者は、3号被保険者といって、この期間は、直接保険料を払わなくても将来の年金額に反映します。夫が退職し厚生年金・共済年金から抜けると、妻は3号から1号に変わる手続きを自分でしなければなりません。ところが、手続きを知らないことによる手続きもれで記録が混乱し、結果として年金のもらい過ぎや、受給権そのものがないという例が続出しました。国は、記録のチェック体制にも問題があることを一部認めた形で、一定の結論が出ました。

記録訂正によって無年金となることを防ぐため、国民年金に加入すべき期間はカラ期間とする（期間としては救済、年金額としては救済しない）

過去10年分の特例追納措置（3年間の時限措置）を実施

記録訂正による年金の削減は、元の年金の10%を上限にする

すでに障害年金・遺族年金を受給している場合は、引き続き受給できる  
以上の内容です。

国民の声が、国の譲歩を部分的に引き出したというところでしょうか。

\*\*\*\*\*

日本は人口減の時代に突入、このままいくと、日本の人口がゼロになるという計算を発表した人がいました。笑ってられない現実があります。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

[E-mail/honbu@nenkinsha-u.org](mailto:honbu@nenkinsha-u.org)

相談・質問・意見をお待ちしています。年金相談室 阿久津嘉子